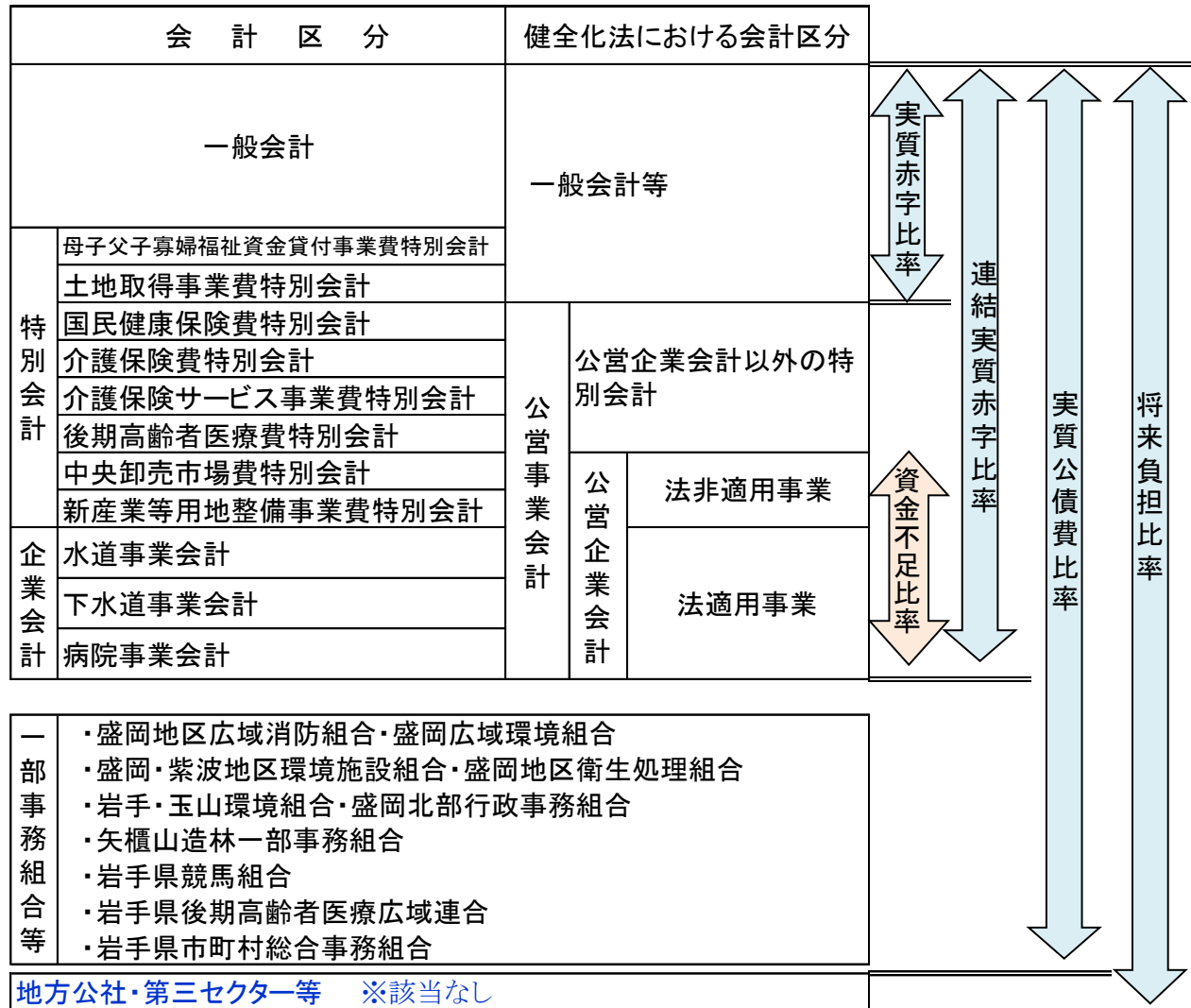


1 健全化判断比率の算定対象

健全化判断比率と資金不足比率の対象を示すと次の図のとおりです。

実質公債費比率と将来負担比率については、公営事業会計や一部事務組合の公債費のうち、市の一般会計等が負担しなければならない額が比率の対象になります。



2 健全化判断比率の算定結果について

(1) 実質赤字比率

市の福祉や教育など市の行政の大部分を行う一般会計等の赤字の程度を指標化したのが実質赤字比率です。

市の会計年度における歳入から歳出を差引いた額から、事業を翌年度に繰り越した額を控除した実質収支が赤字の場合に、歳入不足によってその年度に支払うべき債務を翌年度に繰延たりした額を加えたものを実質赤字といいます。

実質赤字が、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が実質赤字比率です。

(単位:千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C	R6 比増減
一般会計	130,949,038	128,761,342	934,252	1,253,444	△ 321,998
母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費特別会計	87,339	82,775	0	4,564	△ 33,762
土地取得事業費特別会計	22,078	21,781	0	297	292
計（一般会計等）	131,058,455	128,865,898	934,252	1,258,305	△ 355,468

$$\begin{array}{lcl}
 \text{実質赤字比率} & = & \frac{\text{実 質 収 支}}{\text{標準財政規模}} \\
 & = & \frac{\text{R6 } (1,613,773) \quad \text{1,258,305}}{\text{R6 } (68,602,922) \quad \text{71,131,996}} = \text{R6 } -\% (\Delta 1.76\%) \\
 & & \text{R6 } -\% (\Delta 2.35\%)
 \end{array}$$

※実質収支が黒字場合の比率は「－」と表示し、（ ）内にマイナスの比率を表示しています。

(2) 連結実質赤字比率

市の会計には、一般会計のほか、料金など特定の歳入により事業を行う特別会計が複数あります。市全体の会計の赤字と黒字を合計したものが、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が連結実質赤字比率です。

<一般会計・特別会計>

(単位：千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 C	実質収支 A-B-C	R6 比増減
一般会計等	131,058,455	128,865,898	934,252	1,258,305	△ 355,468
国民健康保険費特別会計	25,194,113	24,977,646		216,467	42,334
介護保険費特別会計	28,894,685	28,745,902		148,783	△ 39,255
後期高齢者医療費 特別会計	4,367,373	4,359,265		8,108	△ 1,343
中央卸売市場費特別会計	920,635	908,672		11,963	78
新産業等用地整備事業費 特別会計	2,273,161	2,273,161		0	0
計A				1,643,626	△ 353,654

<企業会計>

(単位：千円)

会 計	流動資産 A	流動負債 B	解消可能資金 不足額 C	資金不足 ・ 剰余額 A-(B-C)	R6 比増減
水道事業会計	11,510,767	2,674,552		8,836,215	1,241,765
下水道事業会計	10,906,143	1,240,143		9,666,000	1,720,118
病院事業会計	743,272	576,424		166,848	214,776
計B				18,669,063	3,176,659
計A+計B				20,312,689	2,823,005

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{全会計の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{R6 } (17,489,684) \text{ } 20,312,689}{\text{R6 } (68,602,922) \text{ } 71,131,996} = \text{R6 } -\% (\Delta 28.55\%) \\
 &\quad \text{R6 } -\% (\Delta 25.49\%)
 \end{aligned}$$

※黒字の場合の比率は「－」と表示し、（ ）内にマイナスの比率を表示しています。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する市債の償還金のほかに、特別会計への繰出金や一部事務組合負担金として起債の償還に充てたものの合計額（実質公債費）が、市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が実質公債費比率です。

（単位：千円）

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R6 比増減
公債費	12,556,565	11,716,784	12,243,772	526,988
公営企業の公債費への繰出金	3,279,689	3,558,908	2,909,704	△ 649,204
一部事務組合の公債費負担金	496,648	492,522	448,496	△ 44,026
債務負担行為のうち公債費に相当するもの	278,297	240,598	226,228	△ 14,370
一時借入金の利子				0
A 合 計	16,611,199	16,008,812	15,828,200	△ 180,612

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
B 特定財源等	1,799,945	1,907,975	2,311,983	404,053
C 地方交付税措置額	8,804,533	8,717,941	8,777,187	59,246

	公債費及び公債費に準ずる経費	特定財源	地方交付税措置分
実質公債費比率	A	B	C
	標準財政規模	地方交付税措置分	C

$$R5年度 = \frac{16,611,199}{67,507,083} - \frac{1,799,945}{8,804,104} - \frac{8,804,104}{8,804,104} = 10.23313 \%$$

$$R6年度 = \frac{16,008,812}{68,602,922} - \frac{1,907,975}{8,717,941} - \frac{8,717,941}{8,717,941} = 8.98872 \%$$

$$R7年度 = \frac{15,828,200}{71,131,996} - \frac{2,311,983}{8,777,187} - \frac{8,777,187}{8,777,187} = 7.60010 \%$$

$$\text{実質公債費比率 3 か 年 平 均} = \frac{10.23 + 8.99 + 7.6}{3} = 8.9 \%$$

(4) 将来負担比率

市債の償還、特別会計や一部事務組合の地方債償還や債務負担に基づく支出など、一般会計等が将来支払う必要がある債務残高が市税や地方交付税など使い道が定められていない歳入（標準財政規模）に占める割合が将来負担比率です。

将来負担額	(単位:千円)	R06 比増減
一般会計等の地方債の現在高	134,853,000	△ 4,848,317
債務負担行為に基づく支出予定額	2,535,159	△ 225,863
公営企業等の地方債残高に対する繰出見込額	24,972,361	1,311,031
一部事務組合等の地方債残高のうち市が負担する額	2,730,007	640,364
7年度末に全職員が退職した場合に一般会計等が負担する額	12,773,465	499,264
土地開発公社や債務保証をしている第三セクターの負債の負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
一部組合等連結実質赤字額のうち市の負担見込額	0	0
計 A	177,863,992	△2,623,521

充当可能財源	(単位:千円)	R06 比増減
基金の残高 B	18,625,135	3,556,363
特定財源 C	18,907,351	△ 490,380
地方交付税で措置される見込額 D	91,584,966	△ 4,697,258
地方交付税措置分 E	8,777,187	59,246

将来負担比率 =	公債費及び公債費に準 ずる経費の将来負担見込 A	—	基金残高 B	—	特定財源 C	—	地方交付税 措置見込額 D
	標準財政規模		—	地方交付税措置分 E			

	(180,487,513)	(15,068,772)	(19,397,731)	(96,282,224)	※()はR6年度				
=	177,863,992	—	18,625,135	—	18,907,351	—	91,584,966	=	78.1 %
	71,131,996	—	8,777,187						
	(68,602,922)		(8,717,941)		(	83.0 %)			

4 資金不足比率

公営企業における経営状況について、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したものが資金不足比率で、会計ごとに算定することになっています。

ただし、公営企業の赤字を計算する場合には、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差し引くこととしています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

資金不足額・剰余額及び資金不足の場合の資金不足比率

<企業会計>

(単位:千円)

会 計	流動資産 A	流動負債 B	解消可能 資金不足額 C	資金不足・剰余額 (B-C)-A	事業規模	資金不足 比率(%)
水道事業会計	11,510,767	2,674,552	0	△ 8,836,215	6,114,190	—
下水道事業会計	10,906,143	1,240,143	0	△ 9,666,000	5,387,131	—
病院事業会計	743,272	576,424	0	△ 166,848	3,265,919	—

<特別会計>

(単位:千円)

会 計	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度に繰り 越すべき財源 D	資金不足・剰余額 (B-C)-A	事業規模	資金不足 比率(%)
中央卸売市場費特別会計	920,635	908,672	0	△ 11,963	0	—
新産業等用地整備事業費特別会計	2,273,161	2,273,161	0	0	0	—

※資金不足のない会計は、剰余額を参考として「△」で表示しています。

資金不足額・・・

【法適用企業】

(流動負債＋建設改良費以外に充てるための地方債現在高－流動資産)－解消可能資金不足額※

※解消可能資金不足額とは、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる事情のある場合、資金の不足額から控除する一定の額。

【法非適用企業】

実質収支額－解消可能資金不足額※

※宅地造成事業(法非適用企業)については、販売用土地の売却による収入の見込額を算入する等の土地の評価に係る算定上の特例あり。

事業規模・・・

営業収益の額から受託工事収益を差し引いた額

※宅地造成事業については、「事業経営のための財源規模(調達した資金規模)」を示す資本と負債の合計額